

議案第 17 号

市川市消防団条例の一部改正について

市川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市消防団条例の一部を改正する条例

市川市消防団条例(昭和 25 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 団員は、次に掲げる要件のすべてを満たす者でなければならない。

- (1) 本市に居住し、又は勤務していること。
- (2) 18 歳以上であること。
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健であること。

2 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、
団長以外の団員は、市長の承認を得て団長が任命する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

消防団員の安定的な確保を図るため消防団員となることができる者の要件を緩和するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。